

終身保険を活用した相続対策のポイント

落合会計事務所 古井 洋平

ここでは、終身保険を活用した相続対策について、3つのポイントに分けて説明します。

終

身保険は保険期間が一生にわたるため、相続対策にも活用することができます。

相続が起きた際、相続人が受けた死亡保険金は、原則として被相続人の財産とはされず、相続人の固有の財産として取り扱われます。

ただし、相続税の計算では相続財産とみなされて、相続税の対象となります。死亡保険金は被相続人が本来所有していた財産ではありませんが、相続財産とみなされることから「みなし相続財産」と呼ばれています。

死亡保険金を相続対策に活用するにあたっては、次の3つのポイントがあります。お客様には、これらを踏まえたアドバイスができるとよいでしょう。

①受取人の指定の利用

相続が起きた場合のお客様の悩みとして、財産の分割にまつわるトラブルは多くあります。被相続人の財産のうち、どの財産をだれが引き継ぐかを巡り、トラブルに発展するのです。

例えば、被相続人の財産が自宅

のみで、相続人が子供2人などの場合、唯一の財産である家を巡ってトラブルになることはよくあります。このような場合には、子供の1人に自宅を相続させる代わりに、もう1人の子供を受取人とする終身保険に加入しておくことが、相続対策になります。

死亡保険金はそのまま納税資金に充当できる

②納税資金の確保

また、死亡保険金は、相続税の納税資金としても有効です。

財産のほとんどが不動産で、預金が1000万円、2000万円程度あるといったお客様には、終身保険の加入を勧めるとよいでしょう。相続人が受取人の場合、相続時にこの死亡保険金を現金で受け取ることができ、相続税の納税にそのまま充てることができるので、相続税の納税にそのまま充てることができます。

相続が発生した場合、どのくら

いの相続税を払わなければいけないのか、一般的な目安を示すのもよいでしょう。納税資金のうち足りない分は、預金ないし相続人自身の金融資産で納税することになります。

③非課税限度額の活用

また、死亡保険金には非課税枠があります。相続人が死亡保険金を受け取った場合には、その金額のうち、一定金額が非課税となり、相続税の課税の対象になりません。非課税限度額の計算方法は、「500万円×法定相続人の数」となっています。

例えば、夫が死亡し妻が保険金を2000万円受け取った場合、法定相続人が妻と子供2人の計3人であれば、非課税限度額の金額は「500万円×3人＝1500万円」となります。つまり、2000万円から1500万円を差し引き、500万円のみが相続税の課税対象となるということです。

被相続人が預金で1500万円を相続まで持っていた場合は、全額が相続税の課税対象となってしまいます。手元に現金があり、一

▼お客様にはこのように説明してみよう！



時払終身保険に加入したとすれば、その分が課税の対象から外れますので、相続税額を下げることができます。

なお、平成23年度税制改正で、非課税限度額の適用範囲が狭くなる予定です（適用される法定相続人の範囲が、未成年者や障害者、被相続人と生計を一にしていた者に限られる）。

●年金方式による節税効果は見込めない

これまで、相続税の節税対策として、個人年金保険もよく使われてきました。これは、支払った保険料を年金方式で複数年に分けて契約者以外が受け取ることに伴い、保険金の評価額を20～70%に下げるといふものです。

非常に有効な節税対策でしたが、平成22年の税制改正により、平成22年4月1日以降に新たに契約が締結されたものに関しては、解約返戻金そのものが課税対象となりました。したがって、節税効果はほとんど見込めないため、注意が必要です。